

食品安全委員会（第646回会合）議事概要

日 時：平成29年4月18日（火） 14：00～14：58

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか 6名出席

傍聴者：報道 2名、行政機関 5名、一般 6名

議事概要

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・動物用医薬品 1品目

「酒石酸タイロシンを有効成分とする牛、豚及び鶏の飲水添加剤並びに蜜蜂の飼料添加剤（タイラン水溶散）」

→農林水産省から説明。

本件については、薬剤耐性菌に関するワーキンググループで審議することとなった。

・微生物 1案件

「豆腐の規格基準の改正」に係る健康影響評価について

→厚生労働省から説明。

本件については、微生物・ウイルス専門調査会で審議することとなった。

（2）動物用医薬品専門調査会における審議結果について

・「デキサメタゾン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）について一部修正のうえ、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書（案）への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

・「動物用ワクチンに添加剤として使用される成分」に関する審議結果について

→担当委員の吉田委員から説明。

本件については、動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、人への健康影響は無視できると考えられる。このため、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められることとされるとともに、同

規定に関するこれまでの取扱いと同様に、意見・情報の募集手続は行わず、一部修正のうえリスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- (3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
- ・ 添加物「過酢酸製剤及び同製剤に含有される物質（過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸、オクタン酸、氷酢酸、過酸化水素）」に係る食品健康影響評価について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論とすることとなった。

- ・ 農薬「クロラントラニリプロール」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「フルチアニル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「クロラントラニリプロールについては、一日摂取許容量（ADI）を1.5mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がない。」

「フルチアニルについては、一日摂取許容量（ADI）を2.4mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がない。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。